

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

東根市は山形県の中央部、村山盆地の北部に位置し、東西 22.5km、南北約 14.3km で東西に長く、総面積は 206.94 km²である。東は宮城県仙台市、南は天童市、西は最上川を境に西村山郡河北町、北は村山市に接している。地形の特徴としては、市内を流れる白水川・村山野川・乱川により形成された複合扇状地である乱川扇状地と、市域の 3分の2 を占める東部山岳地帯からなっている。

本市は、奥羽山脈・朝日山地・出羽山地に囲まれ、海洋から全く遮断され、内陸性気候の特徴を持っている。寒暖の差がかなり大きく平均気温は 12.7℃ (令和 5 年) であるが、これまでの最高気温は 37.0℃ (平成 30 年) 最低気温は、-15.0℃ (平成 30 年) となっている。冬季は 11 月中旬頃に初雪、12 月中旬から翌年 3 月中旬まで積雪に見舞われ、多いときで平地でも積雪が 1m を超えるときがある。そのため冬場避難をする場合には、夏季と異なり道路幅員の減少や市内で人口が多い地区 (東根地区、神町地区) での一極集中による混乱の対応など、誘導のあり方を検討する必要がある。



白水川の浸水被害



本市はこれまでも数々の災害に見舞われてきた。近年では令和 2 年 7 月 28 日の大雨により、最上川の水位が氾濫危険水位を大きく超える 17.55m の観測史上 1 位を記録。白水川ではバックウォーターが発生し、松沢橋東側左岸の越水及び右岸の破堤により浸水被害が発生した。市内での被害状況は下記のとおり。

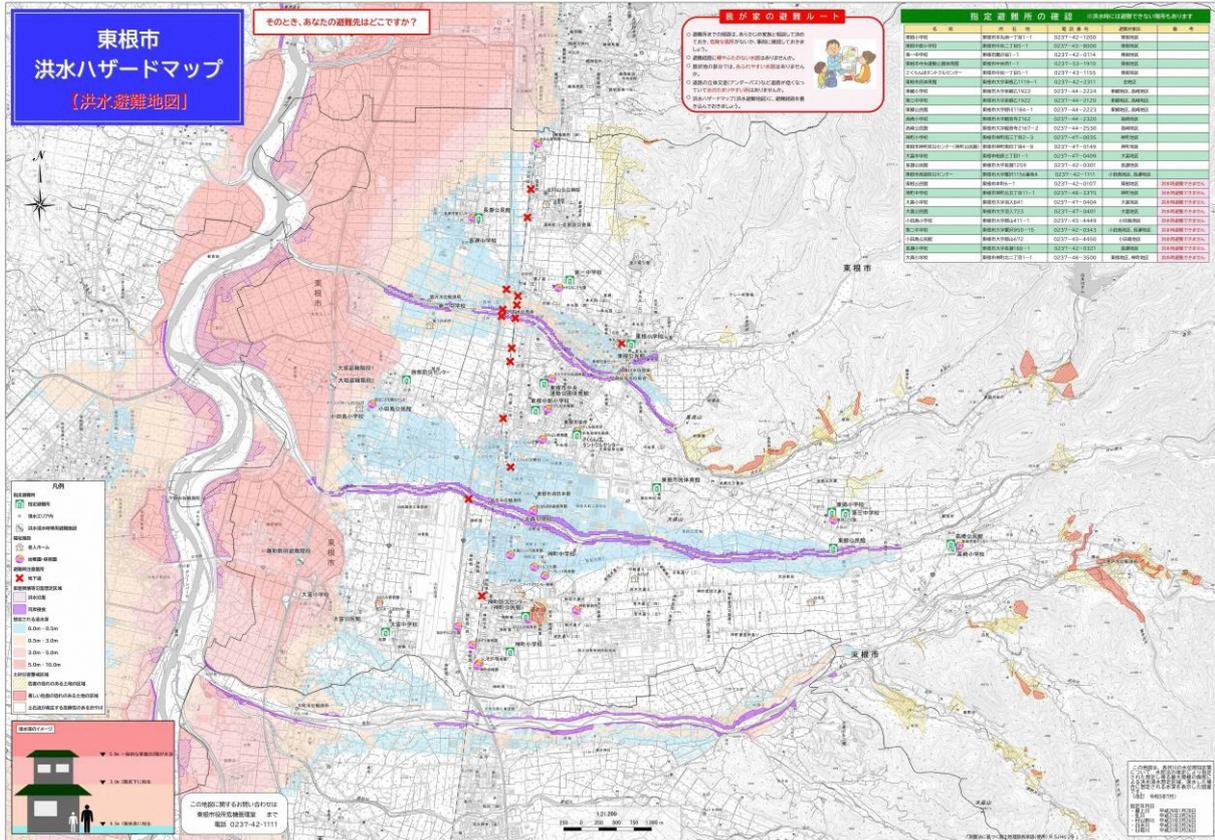
令和 2 年 7 月豪雨災害状況

被害状況	件数等
人的被害	なし
避難者	992 人 (うち河北町民 8 人)
建物被害	住家 27 棟 (床上浸水 4 棟、床下浸水 23 棟) 非住家 52 棟 (床上浸水 43 棟、床下浸水 9 棟)
農地等被害	20,800 千円
農作物等被害	269,610 千円
水産関係被害	4,200 千円
森林関係被害	19,946 千円
商工関係被害	45,200 千円

東根市内における主な災害記録より

【洪水：洪水ハザードマップ】

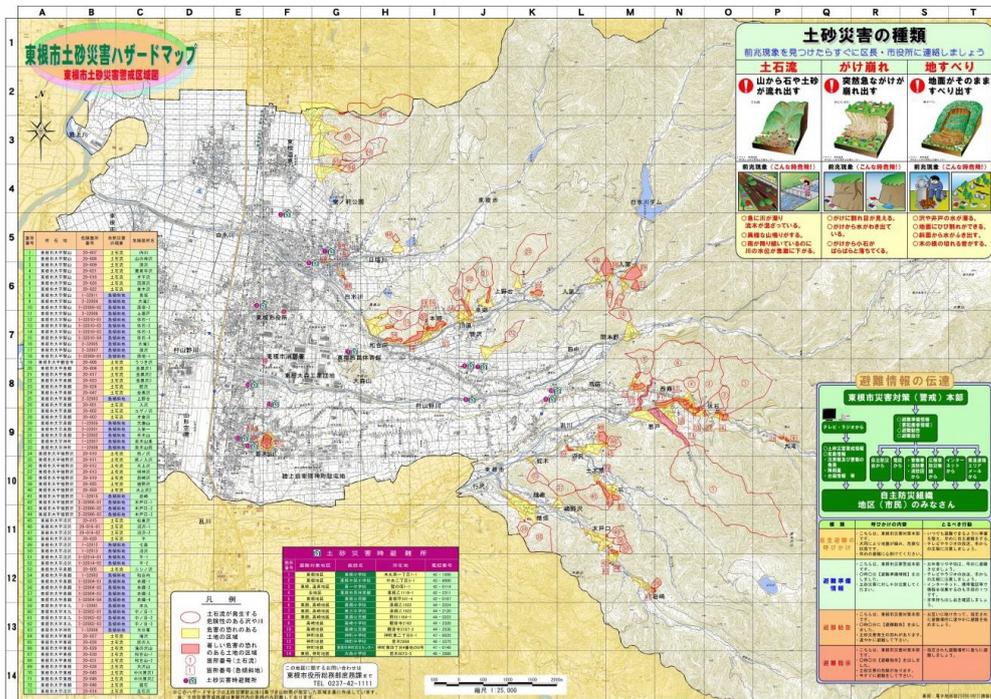
当市のハザードマップによると、小田島地区・大富地区において最大 5m~10m、長瀬地区・東根地区北部南部・神町地区において最大 0.5m の浸水が想定されている。浸水想定地区には 3 つの工業団地が含まれている。



東根市洪水ハザードマップ 令和元年7月作成 東根市総務部庶務課

【土砂災害：ハザードマップ】

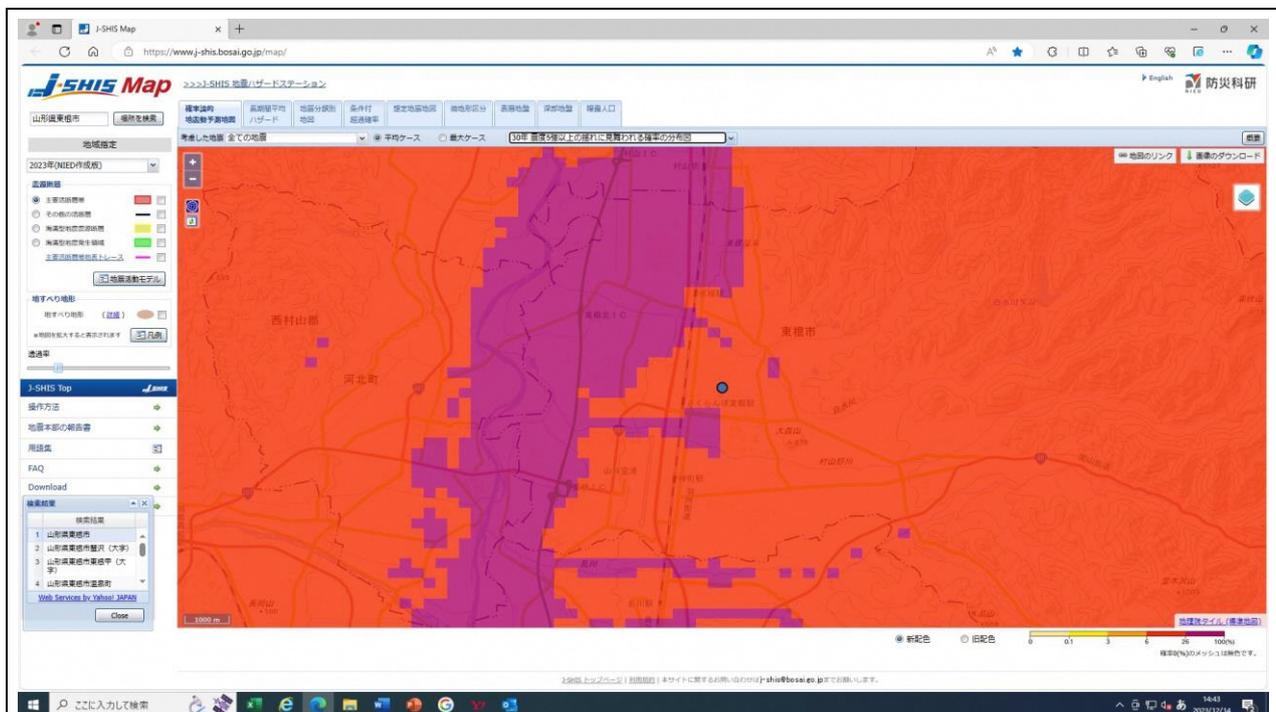
当市のハザードマップによると、危害の恐れのある区域は、東根地区東部北部・神町地区となっている。近隣には東根温泉・陸上自衛隊神町駐屯地がある。



東根市土砂災害ハザードマップ 平成28年3月作成 東根市総務部庶務課

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーション2023年（NIED作成版）の確率論的地震動予測地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で6%~26%性の確立で発生するとされている。



2023年（NIED作成版）J-SHIS地震ハザードステーション

(2) 商工業者の状況

- 《商工業者数》 1,578 事業所
- 《小規模事業者数》 1,169 事業所
- 《内訳》

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	26	24	市内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	市内に広く分散している
建設業	165	157	市内に広く分散している
製造業	180	111	主に工業団地（大森工業団地、山形臨空工業団地、縄目工業団地）に立地
情報通信業	5	5	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	31	18	市内に広く分散している
卸売業、小売業	465	293	市内に広く分散している
金融業、保険業	21	17	市内に広く分散している
不動産業、物品貸借業	84	83	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	52	37	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	216	150	宿泊業は東根市温泉町が多い
生活関連サービス業、娯楽業	208	183	市内に広く分散している
教育、学習支援業	34	29	市内に広く分散している
医療、福祉	28	28	市内に広く分散している
複合サービス業	10	4	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	51	29	市内に広く分散している
合計	1,578	1,169	

令和3年度経済センサスより

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・東根市国土強靱化地域計画策定（令和2年～）。
- ・東根市地域防災計画の策定。防災訓練の実施。
- ・防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄。

- ・東根市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部での取組み。
- ・東根市西部防災センターを整備。
- ・災害時における生活支援に関する協定書締結（商工会と）。

2) 当会の取組

- ・山形県火災共済協同組合や損保会社等と連携した加入促進。
- ・災害時における生活支援に関する協定書締結（市と）。
- ・事業者BCPに関する施策の周知。

II. 課題

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。

(2) マンパワー不足

- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がなく、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。
- ・商工会の本業である通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援も行なっている中で、防災対策まで手が回らず当会は勿論、事業者BCP策定への支援も十分とは言い難い。
- ・今後は専門家や損保会社等との連携によって職員の支援スキル習得が必要である。

(3) 感染症への対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

(1) 事業者BCP策定支援強化

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 連携体制の確立による速やかな応急・復興支援対策づくり

- ・発災後速やかな復興支援策と拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを整備し、災害時における連絡・情報共有体制を円滑にし、商工会と市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

(3) 職員の支援スキル習得

- ・緊急時に対応できる人員、保険と共済に対する助言を行える職員育成のため、損保会社等から専門家を招聘し育成を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・東根市地域防災計画、東根市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・災害等に対応した損害保険や生命保険商品の情報提供を会報、ホームページ等において行う。
- ・管内小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、事業者自身が経営リスクを簡易的に把握しリスク軽減への取組みが行えるよう提案する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年3月までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や生命保険会社、山形県火災共済協同組合と連携を図る。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・市と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有し状況確認や改善点等について協議。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、市との連絡ルートについて確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
- ・連絡網により携帯電話で確認、安否報告と業務従事の可否を事務局長に報告。
- ・市内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について情報収集し、当会と市など関係機関で共有する。
- ・三役・理事について当日連絡網に沿って安否確認を行ない、事務局長に報告。
- ・また国内感染症発生の場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東根市危機管理対策本部の指示のもと当会による感染症対策を行なう。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の10%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の1%程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 応急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握 3) 支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の1%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の0.1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	① 応急相談窓口の設置、相談業務 ② 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行なわない

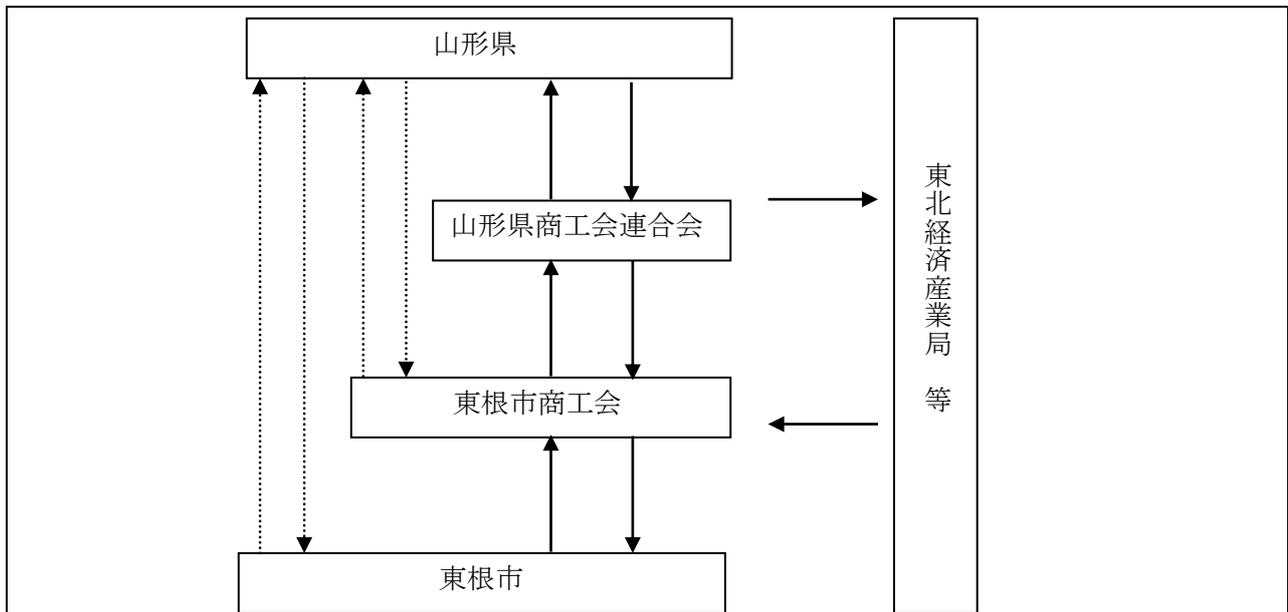
※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発生後～3日間	1日に2回共有する。
3日間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > ※下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、当会又は当市より山形県へ報告する。
- ・また感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を、山形県商工会連合会を通して山形県に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

- ・ 東根市と相談の上、安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。また、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・ 地区内小規模事業者の被害状況詳細を確認する。確認にあたっては「確認シート」を作成し迅速な被害状況の把握に努める。

3) 被災事業者施策の周知

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者へ電話・ホームページ等により周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 山形県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

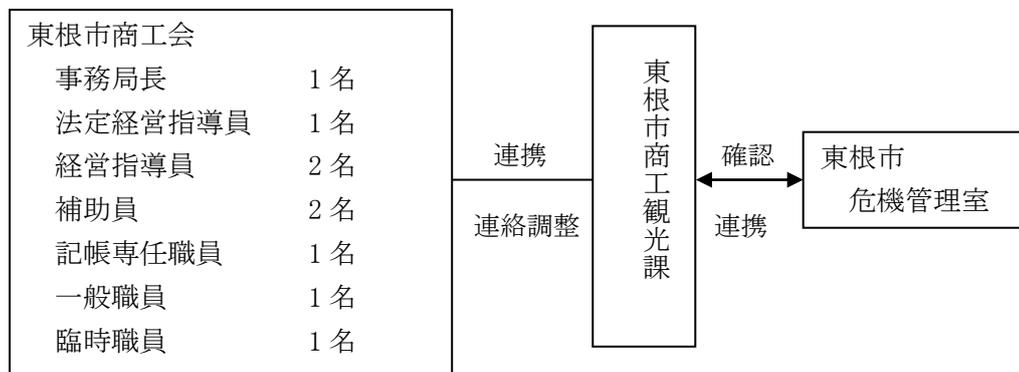
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐藤泰(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

東根市商工会

〒990-0401 山形県東根市中央 1 丁目 6 - 3

TEL:0237-43-1212 / FAX:0237-43-1213

E-mail : higashi@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

東根市経済部商工観光課

〒999-3795 山形県東根市中央 1 丁目 1 - 1

TEL:0237-42-1111 (代) 内線3112 / FAX:0237-43-1151

E-mail : kankou@city.higashine.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ 作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等